

体育施設一覧(教育委員会生涯学習担当所管)

1 大子町立リフレッシュセンター使用料 (単位:円)

種別	利用時間	午前	午後	夜間
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後10時
アリーナ		8,140	8,140	15,270
多目的リフレッシュルーム		1,010	1,010	2,030
会議室		1,010	1,010	1,010

2 大子町営グラウンド使用料 (単位:円)

名 称	使用料		
	午前	午後	夜間
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後10時
大子町営宮川グラウンド	1,830	2,440	2,750
大子町営中央グラウンド	1,830	2,440	2,750
大子町営下野宮グラウンド	1,830	2,440	2,750

3 大子町営体育館等使用料 (単位:円)

名 称	使用料		
	午前	午後	夜間
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後10時
大子町営下野宮体育館	2,400	3,200	3,600
大子町立柔剣道場	1,500	2,000	2,250
町営黒沢体育館	2,400	3,200	3,600

4 免除及び減免対象団体

- (1) 町議会及び町の執行機関が使用する場合: 全額免除
- (2) 官公署が公用のために使用する場合: 全額免除
- (3) 学校及び幼稚園が使用する場合: 全額免除
- (4) 保育所が使用する場合: 全額免除
- (5) 社会教育団体(体協加盟団体及び少年団等含む)が使用する場合: 全額免除
- (6) 社会福祉事業を行う団体が使用する場合: 全額免除
- (7) 町内に所在する各種団体が公益のために使用する場合: 全額免除
- (8) その他, 教育委員会が特に必要と認めた場合: 教育委員会が定める額

5 その他

- (1) 使用時間が2区分以上にわたる場合は, それらの合算額にとします。
- (2) 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも, その区分の使用料を徴収します。
- (3) 施設を営利目的で使用する場合には, 使用料を2倍とした額とします。